

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト

令和 年 月 日

三浦市民交流センター指定管理者 様

団体名：

責任者：

連絡先：

利用者が遵守すべき事項

感染拡大予防ガイドラインに基づき以下の事項を遵守します。

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせることを。

- ・体調がよくない場合（例：発熱、咳、咽頭痛、だるさ、息苦しさなどの症状がある場合）
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□利用前後のこまめな手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底すること。

□マスクを持参し着用すること（館内でやむをえずマスクの着用が出来ない場合は、人と人との距離（2 m以上）を確保すること。

※マスクを着用する場合は、熱中症予防対策としてこまめに水分補給を行うこと。

□利用中に近距離での会話、大きな声を出すこと、呼気が激しくなるような運動をしないこと。

□利用者の氏名、緊急連絡先を把握し名簿を提出すること。必要に応じて保健所等の公的機関に提供され得ることを事前に周知すること。（イベント・講座等の参加者も含みます）

□利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、指定管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

□道具の共有は原則行わず、止むを得ない場合は、共有する道具の消毒を行うこと。

□イベント・講座等を主催する場合、感染防止対策を講じるとともに神奈川県が発行する「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」を作成し二次元バーコードを指定管理者が指定する場所に掲示すること。

□パンフレット等の配布物を手渡しで配布しないこと。

□作品の展示を行う場合には、直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いので展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は、主催者が責任をもって展示物を消毒すること。

□物販を行う場合は、オンラインの販売や、キャッシュレス決済等により現金の取扱いをできるだけ減らす工夫を行うこと。また、対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽させ、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと。

注) 上記を遵守できない利用者に対しては、施設予約を取り消す、又は途中退場を求める場合があります。